

# 庄原市雇用維持支援助成金

## 申請要領

### (申請のガイダンス)

**法人・個人事業主向け**

令和2年7月30日

庄原市 企画振興部 商工観光課

# はじめに

## ●雇用維持支援助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小を余儀なくされながらも、自ら雇用する者の雇用維持を図り、今後の新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波に備えつつ、事業の縮小や廃業・倒産による解雇者、失業者を出さない努力を行っている事業者に対し、助成金を給付します。

## ●給付額

(1) 市内の事業所に常勤する雇用保険被保険者（対象被用者）がある場合

1 人につき 10 万円（法人・個人事業主）

（減収率 20%以上 30%未満の場合は、2/3 を助成）

(2) 雇用保険被保険者（対象被用者）がない場合

1 事業者につき 一律 5 万円（法人・個人事業主）

（減収率 20%以上 30%未満の場合は、2/3 を助成）

※個人事業主は市内に住所があることが要件です。

(3) 雇用保険被保険者（対象被用者）がなく専従者に給与を支払っている場合

1 事業者につき 一律 10 万円（個人事業主のみ）

（減収率 20%以上 30%未満の場合は、2/3 を助成）

※個人事業主は市内に住所があることが要件です。

※申請は、法人は法人単位、個人事業主は事業主単位とし、法人単位又は事業主単位で一度限りです。

※この助成金は事業所得・不動産所得・雑所得等の課税対象となる場合があります。

→詳しくは、最寄りの税務署までお問合せください。

# ●給付対象

**【法人の場合】**  
 次のいずれにも該当しますか。  
 ①市内に事業用設備を有し、継続的に事業活動を行う事業所を設置する事業者  
 ②前年の事業収入が120万円以上あるもの  
 ③法人住民税を庄原市に納税する事業者  
 (政治団体、宗教団体、宗教上の組織若しくは団体は対象外です。)  
 ※詳しくはQ&Aをご確認ください。

**【個人事業主の場合】**  
 次のいずれにも該当しますか。  
 ①市内に事業用設備を有し、継続的に事業活動を行う事業所のある、専業で事業を営む事業者  
 ②前年の事業収入が120万円以上あるもの  
 (政治団体、宗教団体、宗教上の組織若しくは団体は対象外です。)  
 ※詳しくはQ&Aをご確認ください。

**【対象外】**  
 ●庄原市内在住でも市外で事業を営む個人事業主の方は対象外です。  
 ●その他以下に該当となる事業者は対象外です。  
 ・暴力団対策法上の暴力団等に関する事業者  
 ・風営法に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者

YES

YES

NO

次のいずれにも該当しますか。  
 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月から令和2年8月までの間でいずれかひと月の売上が前年同月比で20%以上の減少になっている。  
 ※法人の場合は法人全体の事業収入、個人事業主は事業収入及び不動産収入を対象とします。  
 ②申請日時点で事業を行っており、今後も市内で事業を継続する。  
 ③市税の滞納がない。  
 ※詳しくはQ&Aをご確認ください。

NO

**【対象外】**

YES【被用者がいる場合】

YES【被用者がいない場合】

次のいずれにも該当しますか。  
 ①雇用保険適用事業所の事業主である。  
 ②申請日時点で労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）の滞納がない。  
 ③令和2年4月1日から申請日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、被用者を解雇していない。  
 (確認させていただく場合があります)  
 ④当該被用者は、今後も引き続き6カ月以上は雇用する者である。  
 ⑤対象の被用者は、市内の事業所で週の所定労働時間の2/3以上を勤務しており、減収月の末日において自社で継続して2カ月以上の雇用保険期間を有している。  
 ※詳しくはQ&Aをご確認ください。

**法人の場合**

**個人事業主の場合**  
 事業主の住所が市内にあることが要件です。  
 専従者がいますか？

YES

NO

**【給付対象】**  
**一律5万円**  
 ★減収の割合により支給額は変動します。

**【給付対象】**  
**一律10万円**  
 ★減収の割合により支給額は変動します。


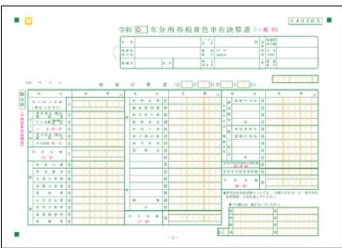

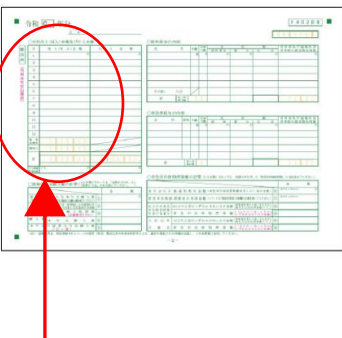
**【給付対象】**  
**一律5万円**  
 ★減収の割合により支給額は変動します。

**【給付対象】 被用者×10万円**  
 ★減収の割合により支給額は変動します。

# 申請について

## ●申請書類・添付書類は・・・

<b>1. 法人の場合</b>	
<b>(1) 庄原市雇用維持支援助成金申請書</b> <b>様式 1</b>	
※減少理由など詳しくご記入ください。	
<b>(2) 庄原市雇用維持支援助成金交付請求書</b> <b>様式 2</b>	
※口座番号・名義人がわかる通帳の写しを添付してください。	
<b>(3) 申請額計算表</b> <b>添付資料 1</b>	
※算定額（助成金額）の計算のため記入してください。	
<b>(4) 宣誓書兼同意書</b> <b>添付資料 2</b>	
※庄原市雇用維持支援助成金申請にかかる各種宣誓・同意事項となっています。必ずお読みの上、ご記入ください。	
<b>(5) 確定申告書の控えの写し</b>	
前事業年度の確定申告書（別表一（一））	
<b>(6) 法人事業概況説明書の写し</b>	
※前年の月別売上高等の確認資料として	
<b>(7) 売上が確認できる書類</b>	
売上減少を証明する根拠書類の写し	対象月の売上台帳の写しを添付 ★フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いませんが、対象月の事業収入である事が明確に確認できる資料を添付してください。 ※前年同月の売上高等は（6）をもって確認資料とします。
<b>(8) その他</b>	
①登記事項証明書の写し	直近の登記事項証明書
②被用者資料	※ <b>被用者資料一覧 (p5)</b> で確認してください。

<b>2. 個人事業主の場合</b>	
<b>(1) 庄原市雇用維持支援助成金申請書 様式 1</b>	
※減少理由など詳しくご記入ください。	
<b>(2) 庄原市雇用維持支援助成金交付請求書 様式 2</b>	
※口座番号・名義人がわかる通帳の写しを添付してください。	
<b>(3) 申請額計算表 添付資料 1</b>	
※算定額（助成金額）の計算のため記入してください。	
<b>(4) 宣誓書兼同意書 添付資料 2</b>	
※庄原市雇用維持支援助成金申請にかかる各種宣誓・同意事項となっています。必ずお読みの上、ご記入ください。	
<b>(5) 確定申告書の控えの写し</b>	
令和元年分の確定申告書（第一表） ※E-tax で提出している場合は、提出後の受信通知の写しと併せて提出すること ただし、申告書の上部に申告日時及び受付番号があれば不要	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■確定申告書第一表（1枚） 窓口又は郵送にて確定申告した場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■所得税青色申告決算書（2枚）</p>  </div> </div>	
<b>(6) 青色申告決算書の控えの写し</b>	
※前年の月別売上高等の確認資料として	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署でe-Taxにて確定申告した場合</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	
<b>(7) 売上が確認できる書類</b>	
売上減少を証明する根拠書類の写し	対象月の売上台帳の写しを添付 ★フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いませんが、対象月の事業収入である事が明確に確認できる資料を添付してください。 ※前年同月の売上高等は（6）をもって確認資料とします。
<b>(8) その他</b>	
①身分証明書の写し	運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、マイナンバーカードの表面のみ、特別永住権証明書、外国人登録証明書のいずれかこれらが無い場合は、住民票の写し及びパスポートの両方、又は住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方
②新規の個人事業主のみ	開業届の写し ※新規の個人事業主は、申請日において確定申告を行っていない場合に税務署へ提出した開業届の写しを提出
③被用者資料	※被用者資料一覧（p5）で確認してください。

## ●被用者の確認資料は・・・

被用者資料一覧	
<b>(1) 庄原市雇用維持支援助成金 対象被用者一覧表</b>	
対象被用者数を算定する基礎資料となりますので、正確に作成してください。	
<b>(2) 市内に勤務する被用者の雇用期間がわかる書類</b>	
雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	次のいずれかの写しを提出してください <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員個人の被保険者証</li> <li>・事業主用の通知文書</li> <li>・広島労働局が交付する事業所別被保険者台帳（写し）</li> </ul> ※対象となる被用者以外のものは必要ありません。
<b>(3) 事業者が市内に勤務する被用者を雇用していることがわかる書類</b>	
労働者名簿の写し	労働基準法第 107 条の規定により作成した労働者名簿 ※対象となる被用者以外のものは必要ありません。
<b>(4) 被用者の勤務地が市内にあることがわかる書類</b>	
①会社の組織図	本店や支店等の事業所の所在地や所属する被用者の人数が記載されたもの ※様式は問いません
②社員名簿	市内の事業所の名称及び所属する従業員名が記載されたもの ※様式は問いません
<b>(5) 平成 30 年度確定分の労働保険料の納付を確認できる書類の写し</b>	
労働保険料の納付を確認できる書類の写し	領収証の写し、口座振替による支払いが確認できる通帳のコピー 等

※必要に応じて、対象となる被用者に関する勤務表、労働条件通知書又はタイムカード等の勤務実態がわかる書類の提出を求める場合があります。

## ●申請期間は・・・

令和2年7月30日（木）～令和2年9月30日（水）（消印有効）

## ●申請の流れは・・・

### 1. 申請書の入手

庄原市役所（商工観光課、各支所 地域振興室〈東城支所：産業建設室〉  
庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会の窓口へ申請書を設置しているほか、ご連絡いただければ郵送で送付します。

### 2. 申請書への記入・添付書類の準備

不明な点は市役所・商工団体の窓口へ電話等でお問い合わせください。

### 3. 申請書提出

感染拡大防止のため、原則、郵送での申請としますのでご協力ください。

※申請書等に不備な点がある場合は電話連絡いたしますので、昼間でもつながる連絡先、担当者氏名を申請書へ記入ください。

### 4. 申請書の審査・給付決定書・給付

提出された申請書を審査し、給付（不給付）決定書を申請者へ送付します。決定書の送付後、1ヶ月程度（予定）で指定の口座へ振り込みます。

## ●お問い合わせ先・申請書提出先は・・・

■庄原市役所		
本 庁 商工観光課 商工振興係	庄原市中本町一丁目 10- 1	☎0824-73-1178
西城支所 地域振興室 産業建設係	庄原市西城町大佐 737- 3	☎0824-82-2181
東城支所 産業建設室 産業振興係	庄原市東城町川東 1175	☎08477-2-5008
口和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市口和町向泉 942	☎0824-87-2113
高野支所 地域振興室 産業建設係	庄原市高野町新市 1171- 1	☎0824-86-2113
比和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市比和町比和 1119- 1	☎0824-85-3003
総領支所 地域振興室 産業建設係	庄原市総領町下領家 280- 1	☎0824-88-3065
■庄原商工会議所	庄原市東本町一丁目 2-22	☎0824-72-2121
■備北商工会	庄原市西城町西城 197- 3	☎0824-82-2904
■東城町商工会	庄原市東城町川東 1175	☎08477-2-0525

様式第1号（第5条関連）

庄原市雇用維持支援助成金申請書

令和2年△月〇〇日

庄原市長様

庄原市雇用維持支援助成金を次のとおり申請します。

代表者印をお願いします

1. 申請者

会社名 (法人名・屋号等)	フリガナ ショウバラジム ショウバラタロウ 株式会社 庄原事務	代表者印 
代表者名	代表取締役 庄原 太郎	
本店所在地 (〒727-0012) 庄原市中本町〇丁目〇番〇号 ◇◇ビル101号室		電話番号 (0824) 72-〇▲□〇
代表者の生年月日 ※個人事業主のみ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
担当者氏名	西城 二郎 (日中連絡がつく担当者をお願いします)	
業種 ○〇業	法人番号 ※法人のみ	〇 ▽ □ △ △ 〇 □ □ □ 〇 △ 〇

個人事業主のみ、記入をお願いします

2. 減少率

月別売上比較表 ※減少率の計算は、必ず各年の同月で比較してください。

比較月	令和2年	令和元年	減少率 (%)
7月	(ア) 1,500,000円	(イ) 2,000,000円	25.0%

●減少率計算式 (イ) - (ア) ÷ (イ) × 100 ※減少率は、小数点第2位以下は切捨て

※対象月の月間事業収入が分かるものの写しを添付（売上台帳、帳簿その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。）

現状を具体的に教えてください

3. 減少理由

例：コロナウイルス感染症に起因し、民間企業の先行き不透明感による設備投資が抑えられた事で減少した。発注元の生産調整により当社の売上げが減少しており、また、海外からの関連商品の納入が遅れて工事完成が遅延し売上げが減少した。【詳しくご記入ください】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、宿泊施設からの発注が減少し、売上もあわせて減少となった。また、海外からの材料の納入も遅れ、新規顧客の拡大もできていない状態である。

申請額計算表と整合をお願いします

4. 助成金額

請求額（助成金額）※添付資料1により計算

1,600,000円



様式第1号（第5条関連）

## 庄原市雇用維持支援助成金申請書

令和2年△月〇〇日

庄原市長様

庄原市雇用維持支援助成金を次のとおり申請します。

## 1. 申請者

会社名 (法人名・屋号等)	フリガナ ショウバラショウテン ショウバラジロウ 庄原商店	代表者印 庄原
代表者名	代表 庄原 次郎	
本店所在地（〒727-0013） 庄原市西本町〇丁目〇番〇号		電話番号 (0824) 72-〇▲□〇
代表者の生年月日 ※個人事業主のみ	明治・大正・昭和・平成 〇年 △月 □日	
担当者氏名	口和 孝子（日中連絡がつく担当者をお願いします）	
業種 〇〇業	法人番号 ※法人のみ	

法人のみ、記入をお願いします

## 2. 減少率

月別売上比較表 ※減少率の計算は、必ず各年の同月で比較してください。

比較月	令和2年	令和元年	減少率(%)
7月	(ア) 300,000円	(イ) 500,000円	40.0%

●減少率計算式（（イ）－（ア））÷（イ）×100 ※減少率は、小数点第2位以下は切捨て

※対象月の月間事業収入が分かるものの写しを添付（売上台帳、帳簿その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。）

現状を具体的に教えてください

## 3. 減少理由

例：コロナウイルス感染症に起因し、民間企業の先行き不透明感による設備投資が抑えられ、売上げが減少した。発注元の生産調整により当社の売上げが減少しており、また、海外からの関連商品の納入が遅れて工事完成が遅延し、売上げが減少した。【詳しくご記入ください】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、通常は夏休みに多いはずの客が減少し、売上もあわせて減少となった。また、市外への営業活動もできていない状態である。

申請額計算表と整合をお願いします

## 4. 助成金額

請求額（助成金額）※添付資料1により計算

50,000円

様式2 記入例

様式第2号（第5条関連）

庄原市雇用維持支援助成金交付請求書

令和 年 月 日

庄原市長様

日付は空けてください。

申請者 事業所所在地 庄原市中本町〇丁目〇番〇号 ◇◇ビル101号室  
 事業所名 株式会社 庄原事務  
 代表者名 代表取締役 庄原 太郎

庄原事務  
 代表取締役  
 印

庄原市雇用維持支援助成金として、次のとおり請求します。

請求金額は市の審査後に確定しますので、空けてください。

1. 請求額

請求額（助成金額）	円
-----------	---

2. 振込口座（個人事業主の口座名義は、原則、代表者と同一としてください。）

振込先金融機関	庄原	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金種目（該当にチェック）	普通 <input checked="" type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>	
口座番号	〇〇◆◇△□		
フリガナ	カショウハラジム ダイエイウトリシマリヤク ショウハラタロウ		
口座名義	株式会社庄原事務 代表取締役 庄原太郎		

事業所名

株式会社 庄原事務

添付資料1

## 申請額計算表

申請者にあった条件によって「算定額」を計算し、その後、売上減少率によって助成額を割り出し、「雇用維持支援助成金申請書」の「請求額（助成金額）」にご記入ください。また、下表の右の該当欄に☑を記入してください。

- ・ 法人又は個人事業主で被用者がいない場合 ⇒ (1) へ
- ・ 個人事業主で専従者を雇っている場合 ⇒ (2) へ
- ・ **法人又は個人事業主で、被用者がいる場合 ⇒ (3) へ**

(1)	一律5万円（算定額）※個人事業主は住所が市内にあること ⇒売上減少率が20%以上30%未満の場合は（4）へ ⇒売上減少率が30%以上の場合は（5）へ	<input type="checkbox"/>
(2)	一律10万円（算定額）※個人事業主は住所が市内にあること ⇒売上減少率が20%以上30%未満の場合は（4）へ ⇒売上減少率が30%以上の場合は（5）へ	<input type="checkbox"/>
(3)	次の計算のとおり 対象被用者数 <u>24</u> 名 × 10万円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙対象被用者一覧表 より被用者数を転記</span> = <u>240</u> 万円（算定額） ※ただし上限額1,000万円  ⇒売上減少率が20%以上30%未満の場合は（4）へ ⇒売上減少率が30%以上の場合は（5）へ	<input checked="" type="checkbox"/>
(4)	次の計算のとおり 算定額 <u>240</u> 万円 × <u>2/3</u> = <u>160</u> 万円（助成金額） ※千円未満は切り捨て	<input checked="" type="checkbox"/>
(5)	助成金額 = _____ 万円（算定額と同額）	<input type="checkbox"/>

売上減少率によって助成額の算出が変わります

事業所名	庄原商店
------	------

**申請額計算表**

申請者にあった条件によって「算定額」を計算し、その後、売上減少率によって助成額を割り出し、「雇用維持支援助成金申請書」の「請求額（助成金額）」にご記入ください。また、下表の右の該当欄に☑を記入してください。

- ・法人又は個人事業主で被用者がいない場合 ⇒ (1) へ
- ・個人事業主で専従者を雇っている場合 ⇒ (2) へ
- ・法人又は個人事業主で、被用者がいる場合 ⇒ (3) へ

(1)	一律5万円（算定額）※個人事業主は住所が市内にあること ⇒売上減少率が20%以上30%未満の場合は(4) へ ⇒売上減少率が30%以上の場合は(5) へ	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)	一律10万円（算定額）※個人事業主は住所が市内にあること ⇒売上減少率が20%以上30%未満の場合は(4) へ ⇒売上減少率が30%以上の場合は(5) へ	<input type="checkbox"/>
(3)	次の計算のとおり 対象被用者数_____名×10万円 =_____万円（算定額） ※ただし上限額1,000万円 ⇒売上減少率が20%以上30%未満の場合は(4) へ ⇒売上減少率が30%以上の場合は(5) へ	<input type="checkbox"/>

売上減少率によって助成額の算出が変わります  
[より被用者数を転記]



(4)	次の計算のとおり 算定額_____万円× <u>2/3</u> =_____万円（助成金額）※千円未満は切り捨て	<input type="checkbox"/>
(5)	助成金額 = <u>5</u> 万円（算定額と同額）	<input checked="" type="checkbox"/>

## 宣誓書 兼 同意書

令和2年△月〇〇日

庄原市長様

宣誓人 事務所所在地：庄原市中本町〇丁目〇番〇号 ◇◇ビル101号室

事業所名：株式会社 庄原事務

フリガナ：ショウバラ タロウ

代表者：代表取締役 庄原 太郎

庄原事務  
代表取締役  
之印代表者個人の生年月日と  
住所を記入してください

代表者生年月日：昭和◎△年 ◆月 ○日

代表者住所：庄原市西本町△丁目△番△号

庄原市雇用維持支援助成金の交付申請に当たり、次の通り宣誓し、次のことについて同意します。

交付決定後、事実と反することが判明した場合は、交付を取り消し補助金を返還するものとします。(庄原市補助金交付規則 第16条)

- 1 庄原市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第11号）第3条及び第5条、第8条、第9条を遵守します。
- 2 法令に違反せず、公序良俗に反していない事業を行っており、今後も事業を継続する意思があります。また、被用者を解雇しておらず、引き続き6月以上、当該被用者の雇用を維持する意思があります。
- 3 労働保険料の滞納はありません。また、申請内容の審査のため、所管の官公署への照会に同意します。
- 4 申請内容の審査のため、市税の納税状況の確認及び住民基本台帳の閲覧に同意します。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かの確認に係る所管の警察署への照会に同意します。

この同意書を市に提出いただく必要はありませんが、  
対象となる各被用者より同意をとり、保管してください

## 個人情報の開示及び提供にかかる同意書

令和2年◆月×○日

事業所所在地

: 庄原市中本町○丁目○番○号

事業所名 : 株式会社 庄原事務

代 表 者 : 代表取締役 庄原 太郎 様 (以下「甲」という。) (以下「甲」という。)

私は、甲が庄原市雇用維持支援助成金を交付申請するため、甲との雇用契約に関して、甲が所有している私の個人情報が記載された資料を庄原市長に開示・提供することについて同意します。

開示・提供される個人情報の内容及び目的については、甲より説明を受けました。

住 所 庄原市東本町◆丁目◆番◆号

名 前 東城 花子



※自署又は押印してください。

# Q & A

## I. 給付対象者・対象要件に関すること

### 1 対象となる個人事業主について、教えてほしい。

また、市内の個人事業主であることをどう判断するのか教えてほしい。

対象となる個人事業主は、事業所が市内にあるもの。被用者がいない個人事業主に対して支払われる助成金については、当該事業主の住所が庄原市内であることが要件です。

また、前年の確定申告において事業収入及び不動産収入が合わせて120万円以上あることも要件となっています。

市内で事業を実施されているかどうかの判断材料として、確定申告に記載された事業所所在地等により確認することとしております。

### 2 対象となる法人について詳しく教えて欲しい

対象となる法人は、市内に従業者と事業用設備（事業用の償却資産や備品等）及び継続的に事業活動を行う事業所（本店（本社）又は本店以外の事業所（支社、営業所、工場、店舗又は事務所等）を設置する法人）を有する事業者であって、法人住民税を庄原市に納税するものです。（納期到来分を完納していること）また、前年の確定申告において事業収入が120万円以上あることが要件です。

法人については、会社法人のほかNPO法人・医療法人・学校法人・社会福祉法人なども広く対象としており、当該法人が行うべき各種法令に基づく事業所得の申告がある法人を対象としています。

なお、公立学校や公立専修学校は対象外とします。

### 3 宗教法人だけが対象となるのか

政治団体、宗教上の組織若しくは団体、暴対法上の暴力団等に関する事業者、風営法に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者、その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が判断した事業者は対象外とします。

### 4 売り上げがなく、滞納してしまっている市税がある。なんとか対象とならないか

滞納されている場合には、計画的に納付することを宣誓していただくことで給付対象とする場合があります。（市役所にご相談ください。）

### 5 法人の場合、本社が市外にあり、支社等が市内にある場合は対象となるのか

被用者がいない場合は、本店が所在していることを要件として事業者へ支給します。（本店とは、法人登記上の本店を指します。）

被用者がいる場合は、本店以外の事業所（支社、営業所、工場、店舗又は事務所等）を設置する法人であって、当該事業所に係る法人住民税を庄原市に納税する場合は、対象事業者とします。この場合は、市内にある事業所に就業する被用者を対象として支給することとなります。

なお、本店以外の事業所については、従業者と事業用設備（事業用の償却資産や備品等）を有し、継続的に事業活動を行う事業所であることが必要です。

### 6 今後も事業を継続する意思とは、何年後までの話か。

本助成金の趣旨は、緊急事態宣言解除後の6月以降において、なお収益が回復しない月があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小を余儀なくされながらも、雇用維持を図り、感染症の第二波、第三波に備えつつ、解雇者、失業者を出さない努力を行う事業者に対して、助成金を支給するものです。

数年後まで追跡調査を行って事業継続しているか確認するような性質のものではないと考えていますので、交付申請書類で事業継続の意思を示していただくことを対象事業者の要件としています。

<p><b>7 持続化給付金や市の中小企業等事業継続応援給付金、県の休業支援金との併給は可能か。</b></p>
<p>この助成金は、国の持続化給付金、市の中小企業等事業継続応援給付金及び県の休業支援金との併給が可能です。</p>
<p><b>8 令和2年の4～5月までが、継続して20%以上の売り上げ減となっている。対象とならないか</b></p>
<p>要件を令和2年6月から8月までの間でいずれかひと月の売上が前年同月比で20%以上減収していることとしています。</p> <p>今後、8月までにひと月でも要件に該当した場合は支給対象となります。</p>
<p><b>9 創業して1年もたっていない法人なのだが、対象となるか</b></p>
<p>売上を前年同月と比較できない新規法人につきましては、減収月を含めない前3月の売り上げを確認し、減収を審査します。このため、減収月を含めずに、3月以上操業され、売上を確認できれば、給付対象とします。</p> <p>減収月比較の例：創業の月を含めて減収月の前月までの売上金額の平均と、6月から8月までのひと月の売上金額を比較し、20%以上の減収となっていれば給付対象となります。</p> <p>詳しくは、商工観光課までお問い合わせください。</p>
<p><b>10 支給要件に収入の減少率があるが、今年分の「収入」に、コロナ関連の持続化給付金や休業協力支援金は入るのか</b></p>
<p>持続化給付金や市の中小企業等事業継続応援給付金、県の休業支援金は収入ではありますが、事業を行うことで発生した収益とは見なしませんので、含めません。</p>
<p><b>11 市内の支店は減収していないが、他市の本店や支店で減収している場合も申請できるのか</b></p>
<p>本制度は、法人の場合は法人単位、個人事業主の場合は事業主単位の減収率を要件としています。したがって、法人単位や個人事業主単位での月ごとの減収を計算していただくこととなります。</p>
<p><b>12 減収の割合による支給額の変動について教えてほしい。</b></p>
<p>本制度の支給対象としている6月～8月において、20%以上30%未満の減少率となる事業者につきましては、減収による影響の度合いから算定上の金額の2/3を助成額（申請額）として支給することとしております。</p> <p>30%以上の売上が減少している事業者につきましては、算定額がそのまま助成額（申請額）となります。添付資料の申請額計算表により助成額をご確認のうえ、申請してください。</p> <p>また、2/3の助成金額で支給を受けられた事業者が、対象期間内に30%以上の減収となる月が発生した場合、変更申請により差額分の交付を受けることが可能となる場合があります。詳しくは、商工観光課までお問い合わせください。</p>
<p><b>13 個人事業主として不動産の貸し付けにより事業を行っており、申告書では事業収入はなく不動産収入として計上されている。この場合、不動産収入も売上として20%以上減なら対象となるのか。</b></p>
<p>個人事業主の場合、土地・建物などの不動産によって生ずる収入も対象とします。</p> <p>ただし、不動産収入のみを申告している個人事業主については、次の表に掲げる「事業と認定される基準」のいずれかに当てはまる場合に限りです。</p> <p>（次ページに表を掲載しています。）</p>



●事業と認定される基準

業種	貸付区分		事業と認定される基準
不動産貸付業	(1) 建物	一戸建住宅	10棟以上
		一戸建住宅以外の住宅（アパート、貸間等）	居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が10以上
		住宅以外（店舗、事務所、工場等）	5棟又は10室以上
	(2) 土地	住宅用土地	貸付契約件数（一の契約において、2画地以上の土地を貸し付けている場合は、それぞれを1件とする。）が10件以上又は貸付総面積が2,000平方メートル以上
		住宅用土地以外の土地	貸付契約件数が10件以上
	(3) 前(1)及び(2)の基準に満たない一戸建住宅、一戸建住宅以外の住宅、住宅以外の建物、住宅用土地等種類の異なる不動産の貸付を併せて行っている場合		棟数、室数、土地の貸付契約件数の合計が、10以上
(4) 前(1)～(3)の基準に満たない不動産の貸付を行っている場合		貸付の収入金額が年1千万円以上で、かつ、建物の貸付面積が500平方メートル以上	
駐車場業	建築物でない駐車場		収容台数10台以上（空き区画も含む）
	建築物である駐車場（屋根付・立体式・地下式駐車場等）		収容台数は問わない

II. 雇用者に関すること

1 本社が市外にあり、支社等が市内にある場合、その従業員は対象となるのか

本店以外の事業所（支社、営業所、工場、店舗又は事務所等）を設置する法人）であって、当該事業所に係る法人住民税を庄原市に納税する場合は、対象となります。市内にある事業所に就業する被用者を対象として支給することとしています。

対象被用者であることの確認書類として、雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び労働者名簿（労働者名簿の必須記載事項が整っていれば一覧表の形で可）の写しを添付してください。

なお、「事業所」とは、従業者と事業用設備（事業用の償却資産や備品等）を有し、継続的に事業活動を行っていることが必要です。

2 この制度で対象となる従業員について教えてほしい

この制度で対象となる従業員は、被用者として定義しております。被用者の要件は、庄原市内の事業所に勤務するもの（週の所定労働時間の2/3以上を市内の事業所で勤務する場合に限り）で、申請日時点で雇用しているもののうち、減収月の末日において自社で継続して2カ月以上の雇用保険期間を有していることが要件です。

また、当該被用者は、申請日以降も引き続き6月以上雇用する者であることが前提条件となります。

3 申請日時点で労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）の滞納がないことはどのように証明するのか。

平成30年度分の確定保険料に関する支払ったことがわかる書類（領収証のコピーなど）を添付してください。

4 従業員の中に、市内・市外をまたいで働いている外交員・販売員がいるが、対象被用者の一人としてカウントできるか。

勤務地を市内の事業所で常勤している従業員であれば、営業活動を市外でされていても対象となります。勤務場所のわかる書類（社員名簿等）を提出していただく必要があります。

<p><b>5 従業員の中に、市内と市外の複数の店舗で働いている者がいるが、対象被用者の一人としてカウントできるか。</b></p>
<p>市内の事業所で週の所定労働時間の2/3以上勤務している方が対象となります。勤務実態のわかる書類（勤務割表（シフト表）等）を提出していただく場合があります。</p>
<p><b>6 市内の事業所で週の所定労働時間の2/3以上を勤務していることの確認はどうするのか</b></p>
<p>添付書類の事業者の作成している会社の組織図（様式は問いません）と社員名簿（市内店舗の従業員がわかるもの）にて確認します。また、勤務実態のわかる書類（勤務割表（シフト表）等）を提出していただく場合があります。</p>
<p><b>7 減収月の末日において自社で継続して2カ月以上の雇用保険期間を有していることの確認はどうするのか</b></p>
<p>雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しにより確認することとしています。対象被用者分すべてについて、個人の被保険者証又は事業主通知用の書類を添付してください。</p> <p>広島労働局において、現時点での事業者全体の被用者一覧を発行することも可能ですので、対象被用者以外を消した状態でご提出いただいてもかまいません。</p>
<p><b>8 例えば9月末で退職する従業員も対象となるのか</b></p>
<p>申請日時点から6月以上継続して雇用されている方が対象です。それまでに退職予定の方（退職勧奨等による早期退職者や期間雇用で短期間に退職される方）は、本制度の趣旨に照らし対象外としますので、申請時点で対象被用者には含めないでください。</p> <p>ただし、申請日以降に自己都合等でやむを得ず退職された方については、支給決定後の返還は求めません。</p>
<p><b>9 令和2年4月1日から申請日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人内の被用者を解雇していないとはどういうことか</b></p>
<p>会社都合により従業員を退職させた場合（被用者の責によるやむを得ない解雇や雇用期間満了による退職を除く）は、解雇として判断します。</p> <p>令和2年4月1日以降に離職票の退職理由が「事業主からの働きかけによるもの」になっている退職者があるときは、支給対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください。（解雇の有無については、確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。）</p>
<p><b>10 個人事業主で、家族が事務所で働いているが、被用者の一人としてカウントできるか。</b></p>
<p>営んでおられる事業所が、雇用保険適用事業所であって、家族の方がその雇用保険被保険者である場合は対象となります。</p>
<p><b>11 専従者が支給要件になっている場合の確認方法はどうか</b></p>
<p>専従者がある個人事業主については、添付書類の確定申告書の写しより、専従者への給与が支払われていることを確認します。（事業主の住所が市内にあることが支給要件となります。）</p>
<p><b>Ⅲ. 申請に関すること</b></p>
<p><b>1 確定申告書の写しがないと申請できないのか</b></p>
<p>事業を実施されているかどうかなどの確認書類となりますので、確定申告書の写しが必要となります。また、個人事業主の方も同様の理由で確定申告書の写しを提出してください。</p> <p>個人事業主の方で、確定申告の申告要件に満たない場合に住民税申告をされている方は、住民税申告書の写しの添付が必要です。</p>
<p><b>2 郵送申請をする場合、どこに送ればよいか</b></p>
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請書はできるだけ郵送で市役所の商工観光課へ送付してください。</p>

<p>なお、コロナウイルス感染症の拡大に関して、市内事業者に大きな影響が出ていることから、市と市内商工団体が一体となって事業者の皆さんを支援することとしています。</p> <p>本助成金の申請支援・相談についても市と商工団体の双方で行うこととしていますので、商工観光課・各支所地域振興室（東城支所は産業建設室）、庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会へご相談ください。</p>
<p><b>3 事業主単位での申請ということは、支店が市内に複数あっても一律の給付しかないということか</b></p> <p>法人、個人事業主ともに事業者単位での支給となります。支店が市内に複数ある場合も助成額を市内の事業所における被用者数に応じて算定します。また、被用者がいない場合で、市内に事業所がある事業者への助成金は一律としています。</p>
<p><b>4 売り上げ減少を証明する書類とはどういったものか</b></p> <p>根拠書類として、対象要件の減少率となった月分の売上台帳の写しを添付してください。売上台帳が無い場合は、売上を記録した帳面など証明ができる書面の写しなどを提出してください。</p>
<p><b>5 申請してからどれくらいで給付されるのか</b></p> <p>提出された申請書を審査し、支給（不支給）決定書を申請者へ送付します。申請書の提出からおおよそ1か月程度（予定）で指定の口座へ振り込みます。</p> <p>一時期に申請件数が集中した場合は、予定期間内に支給できない場合もありますのでご了承ください。</p>
<p><b>6 セーフティネット4・5号や危機関連保証の認定証の減少率で、助成金の申請ができるのか</b></p> <p>セーフティネットや危機関連は、売り上げ見込みでの減少率が記載されている場合があります。このため、認定を受けている場合は、本市のセーフティネットを認定した時の添付資料に基づき計算を行うこととなります。</p>
<p><b>7 免許を持っていないのだが、身分証明は住民票の写しでもよいか</b></p> <p>身分証明書の写しについては、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住権証明書、外国人登録証明書のいずれかを添付して提出してください。</p> <p>これらが無い場合は、住民票の写しとパスポート（顔写真が記載されているもの）、または住民票の写しと各種健康保険証の写し（両面）を提出してください。</p>
<p><b>8 この助成金は、事業収入として課税対象となるのか教えてほしい。</b></p> <p>事業収入等として課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署などへご確認ください。</p>
<p><b>9 6月から8月の間で20%以上の月が複数月あった場合は、2回申請できるのか。</b></p> <p>1事業者（法人、個人事業主）につき、申請は1回とさせていただきます。（変更申請は除く）再度の申請は認められません。</p>

**※その他、申請に際してお困りのことは、お問い合わせください。**